

## 記載例

様式B

本調書に記載いただくのは、「障害者等の円滑な利用」に関する、主として「ソフト面」での対応です。

### 施設の円滑な利用のための支援に関する確認書 【事業者の責務(条例第4条第3項)に係る内容】

事業者名： (株) 神奈川商事

条例では、障害者等が施設を円滑に利用できるよう、施設整備と合わせて、その施設・設備の利用に関する支援を行うことを「事業者の責務」としています。

以下をお読みいただくとともに、施設整備後の対応について記載してください。

※ 必ずしも全項目に記載する必要はありませんが、可能な限り記載してください。

#### 1 情報の提供その他の支援

【支援内容について、対応例を参考として、具体的に記載してください。】

<対応例>

- ・放送設備を使ってわかりやすい放送をする。
- ・設備内容等についてわかりやすい表示を行う。
- ・意思疎通手段を確保し、対応方法の周知を行う。
- ・設備利用方法や適正配慮に関する職員への研修を行う。
- ・非常時に備えた体制整備及び職員への研修を行う。

##### (1) 放送設備を使ったわかりやすい放送について

[例：文章表現は誰でもわかりやすい平易なものとする]

漢語の多用は避けるとともに、聞き取りやすい音量、音質、速さで繰り返す等して放送する。

##### (2) 設備内容等に関するわかりやすい表示について

[例：カラーバリアフリーチェック、標準化されたピクトの活用、ホームページ等での発信]

バリアフリー設備の配置を表す案内板は、施設内で設置位置等を統一するほか、標準化されたピクトグラムを活用や音声案内装置の付加などにより、誰にとってもわかりやすいものとする。また、設備の設置状況はホームページ等で公開する。

##### (3) 意思疎通手段の確保について

[例：手話通訳者配置、筆談器具・コミュニケーションボードの設置、音声案内装置の設置]

応対カウンターには筆談用具を備える。また、筆談器具を備えている旨を表示し、聴覚障害者などがコミュニケーションを図りたい場合に、この表示を指差しすることにより意思疎通が図れるよう配慮する。

##### (4) 設備利用方法や適正配慮に関する職員への研修

[例：定期的(年1回)にユニバーサルデザイン研修を実施]

新たに職務に従事する者を対象としたユニバーサルデザイン研修を実施する。  
また、全職員を対象として年1回、チェックリストによる自己点検を行う。

##### (5) 非常時に備えた体制整備及び職員への研修

[例：避難経路の表示、一時退避スペースの設置]

多様な障害者等の利用を想定した誘導手順の整理や避難訓練の実施]

多様な障害者等の利用を想定した避難誘導手順を整理するとともに、訓練の実効性を高めるため、障害者等の参画をいただくよう努める。

(裏面に続く)

## 2 適正な配慮についての周知等の取組

【各施設・設備に関する取組を、対応例を参考として具体的に記載してください。】

障害者等が円滑に利用できるよう整備された施設・設備(※)について、必要性の低い方が利用することで、真に必要な方が利用できない状況が見受けられます。そこで、適正な配慮を促すための取組について御協力をお願いしています。

(※)バリアフリートイレ、車椅子利用者用駐車区画等、エレベーター 等

### <対応例>

- ・利用区画の明確化（戸などへの注意書き、駐車場やエレベーター内の塗装等）
- ・館内放送等でのアナウンス
- ・不適正利用を見かけた場合の声掛け
- ・国や自治体施策への協力  
（障害者等用駐車区画利用証制度への登録、ポスターの掲示又はチラシの配布）

### (1)バリアフリートイレ

適正利用に関するポスター等を掲示するほか、館内放送により定期的に適正利用の呼びかけを行う。

### (2)車椅子利用者用駐車区画等

「かながわ障害者等用駐車区画利用証制度」に協力し、区画利用の際には利用証を掲示することを求め、必要に応じて声掛けなどの対応を行う。

### (3)エレベーター

ベビーカー・車椅子利用者等の優先利用に関する掲示を行うほか、エレベーターの床面を優先利用スペースとして塗装する。

### (4)その他（休憩場所（ベンチ））

障害者・高齢者等のための優先利用席を用意し、その旨をわかりやすく表示する。

記載内容は、施設利用の実情に応じて、適宜見直しを行うとともに、定期的に（年1回など）確認・振り返りをしていただくようお願いします。

（参考）神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例

#### （事業者の責務）

- 第4条 事業者は、バリアフリーの街づくりの重要性及び自らの事業活動が地域社会と密接な関係にあることを認識し、地域共生社会の実現に向け、県が実施するバリアフリーの街づくりに関する施策に協力しなければならない。
- 2 事業者は、自ら設置し、又は管理する施設等について、障害者等が安全かつ快適に利用できるように配慮した施設等の整備に努めなければならない。
- 3 事業者は、前項の施設等を障害者等が安全かつ快適に利用できるよう、情報の提供その他の支援を行うよう努めるとともに、適正な配慮についての周知等の取組を行うよう努めなければならない。